

亀山市告示第20号

亀山市自治会が設置するLED防犯灯施設の改修に要する費用の補助金に関する試行運用要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自治会が設置するLED防犯灯施設の改修に要する費用の補助金に関する試行運用要綱の一部を改正する告示

亀山市自治会が設置するLED防犯灯施設の改修に要する費用の補助金に関する試行運用要綱（令和5年亀山市告示第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(試行期間) 第9条 試行期間は、この告示の施行の日から <u>令和9年3月31日</u> までとする。 附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	(試行期間) 第9条 試行期間は、この告示の施行の日から <u>令和8年3月31日</u> までとする。 附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。